

兵庫県公報

平成20年 5月27日 火曜日 第 1982 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
平成20年度 2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間並びに採用試験の期日及び場所(市町振興課).....	1
救急病院の認定(医務課).....	2
土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	3
土地改良区の定款の変更認可(同).....	5
市営土地改良事業の施行同意(同).....	5
漁船保険の付保義務の消滅(水産課).....	5
同上(同).....	6
保安林の指定の解除予定(豊かな森づくり課).....	6
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要(水質課).....	6
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要(同).....	8
同上(同).....	9
道路の区域の変更(道路保全課).....	10
土地区画整理組合の理事の氏名等の届出(市街地整備課).....	11
道路の位置指定(建築指導課).....	11
同上(同).....	11
公 告	
随意契約の相手方等の公示(広報課).....	11
軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告(税務課).....	12
大規模小売店舗の変更に関する届出(都市計画課).....	12
県議会公告	
兵庫県議会情報公開条例の運用状況.....	14
公安委員会告示	
各警備業務に係る検定合格者審査.....	14
警察本部公告	
随意契約の相手方等の公示.....	16
同上.....	16
同上.....	17

告 示

兵庫県告示第563号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)の規定に基づく平成20年度 2等陸士、2等海士及び2等空士の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり定める。

平成20年 5月27日

兵庫県知事 井戸敏三

- 募集期間
男子 平成20年 4月 1日から平成21年 3月31日まで
女子 平成20年 8月 1日から 同 年 9月10日まで
- 試験期日等

区分	試験期日	試験会場	場 所	合格発表	採用時期

男子	6月7日又は8日	陸上自衛隊 姫路駐屯地 陸上自衛隊 千僧駐屯地	姫路市峰南町 1 - 70 伊丹市広畑 1 - 1	6月下旬	7月下旬 又は8月中旬
	9月上旬	同 上	同 上	9月下旬	10月下旬
	9月中旬から下旬までのいずれかの1日	同 上	同 上	11月中旬	平成21年 3月下旬 から4月 月上旬まで
女子	9月28日又は29日	同 上	同 上	11月14日	

3 問い合わせ先（志願手続を行う場所等）

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区波止場町 1 - 1 (神戸第2地方合同庁舎別館)	(078) 331 - 9896
同 神戸地区隊本部	神戸市中央区北長狭通 4丁目 7 - 6 (インベリアル・トラスト・ビル 3F)	(078) 327 - 8026
同 神戸出張所	同 (同 2F)	(078) 327 - 6440
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町 1丁目 27 - 10 (宮浦ビル 1F)	(078) 594 - 9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町 4丁目 1 (神戸留学生会館 2F)	(078) 797 - 8185
同 阪神・丹波地区隊本部	伊丹市緑ヶ丘 7丁目 1 - 1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783 - 9609
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19番 3号 (三建ビル 2F)	(0798) 66 - 7066
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央 1丁目 2 - 5 (コーワビル 2F)	(072) 770 - 7800
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 (加古川産業会館 JAビル 7F)	(079) 426 - 3290
同 青野原分駐所	小野市桜台 1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66 - 7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (光貿易ビル 1F)	(079) 282 - 0535
同 相生地域事務所	相生市大島町 1 - 8	(0791) 23 - 2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町 8番35号	(0796) 22 - 3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980 - 2 (柏原センタービル 2F)	(0795) 72 - 1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町 2丁目 1 - 20	(0799) 24 - 2449

兵庫県告示第564号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名 称 舞子台病院
- 所 在 地 神戸市垂水区舞子台 7丁目 2番 1号
- 認 定 年 月 日 平成19年12月13日
- 認定の有効期限 平成22年12月12日
- 2 名 称 佐野伊川谷病院

- 所在地 神戸市西区池上2丁目20番地の1
 認定年月日 平成20年4月1日
 認定の有効期限 平成23年3月31日
- 3 名称 偕生病院
 所在地 神戸市西区持子3丁目2番地の2
 認定年月日 平成19年12月13日
 認定の有効期限 平成22年12月12日
- 4 名称 医療法人昭圭会 南芦屋浜病院
 所在地 芦屋市陽光町3番21号
 認定年月日 平成20年5月1日
 認定の有効期限 平成23年4月30日
- 5 名称 宝塚市立病院
 所在地 宝塚市小浜4丁目5番1号
 認定年月日 平成19年11月1日
 認定の有効期限 平成22年10月31日
- 6 名称 公立宍粟総合病院
 所在地 宍粟市山崎町鹿沢93番地
 認定年月日 平成20年5月1日
 認定の有効期限 平成23年4月30日

兵庫県告示第565号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年5月27日

兵庫県知事 井戸敏三

1 水足土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	橋 寿美雄	加古川市野口町水足1169番地の1

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	岡本 廣重	加古川市野口町水足1356番地の2

2 梶土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	山下 晃雄	丹波市山南町和田1006番地6
同	藤原 郁夫	同 市山南町前川117番地
同	中西 正信	同 市山南町山本821番地
同	高階 強	同 市山南町西谷363番地
同	大島 一也	同 市山南町小畑106番地
同	荻野 正博	同 市山南町小野尻902番地
同	土井 芳克	同 市山南町梶459番地1
同	福田 八郎	同 市山南町梶674番地
同	前川 泰佑	同 市山南町前川326番地
同	中野 勘二	同 市山南町北和田1033番地1
同	堂本 忠之	同 市山南町北和田129番地
同	堂本 昌勝	同 市山南町北和田89番地
同	廣内 秀光	同 市山南町南中16番地
監事	門栗 勇	同 市山南町西谷371番地
同	内田 博	同 市山南町小新屋30番地

同 就任役員	堂 本 静 夫	同 市山南町北和田258番地
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	瀬 川 進	丹波市山南町前川163番地
同	内 田 博	同 市山南町小新屋30番地
同	山 下 章 正	同 市山南町北和田195番地 1
同	山 下 和 夫	同 市山南町西谷229番地
同	大 地 武 雄	同 市山南町小野尻723番地
同	足 立 常 市	同 市山南町小畑136番地 1
同	中 原 茂 和	同 市山南町西谷266番地 3
同	藤 原 敏 充	同 市山南町小新屋105番地 2
同	前 川 久 男	同 市山南町前川206番地
同	松 波 三千美	同 市山南町北和田192番地
同	板 垣 三千夫	同 市山南町和田1012番地 1
同	松 本 一 男	同 市山南町和田1042番地 2
同	廣 内 秀 光	同 市山南町南中16番地
監 事	西 倉 幸 造	同 市山南町山本735番地
同	福 田 八 郎	同 市山南町梶674番地
同	堂 本 昌 勝	同 市山南町北和田89番地

3 岡土地改良区

同 退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	竹 元 哲 也	加古郡稲美町岡526番地
同	竹 元 忠 夫	同 郡同 町岡433番地の 1
同	前 田 美 則	同 郡同 町岡677番地
同	本 岡 秀 男	同 郡同 町岡1104番地の 4
同	松 浪 和 廣	同 郡同 町岡315番地
同	松 並 精 一	同 郡同 町岡296番地
同	橋 本 正 夫	同 郡同 町岡264番地の 3
同	橋 本 弘 行	同 郡同 町岡290番地
同	松 尾 保	同 郡同 町岡1449番地
同	辻 本 康 明	同 郡同 町岡967番地の 1
同	地 主 幸 夫	同 郡同 町岡1373番地の 2
同	田 口 寿 和	同 郡同 町岡1218番地の 5
同	平 山 幹 夫	同 郡同 町岡2303番地の 1
同	小 村 徹	同 郡同 町岡2294番地
同	赤 坂 昭十六	同 郡同 町岡2201番地の 3
同	平 山 和 也	同 郡同 町岡2189番地
監 事	竹 内 武	同 郡同 町国安337番地
同	吉 田 敏 昭	同 郡同 町岡391番地
同	辻 元 康 博	同 郡同 町岡1172番地の 2

同 就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	竹 元 弘	加古郡稲美町岡193番地の 3
同	竹 元 源 一	同 郡同 町岡429番地
同	地 主 和 幸	同 郡同 町岡443番地
同	前 田 悦 二	同 郡同 町岡731番地の 2
同	松 浪 和 廣	同 郡同 町岡315番地
同	橋 本 正 夫	同 郡同 町岡264番地の 3
同	吉 田 知 明	同 郡同 町岡408番地の 2

同	橋 本 弘 行	同 郡同	町岡290番地
同	田 口 巧	同 郡同	町岡1376番地の 1
同	丸 山 治 正	同 郡同	町岡1391番地
同	西 海 博 茂	同 郡同	町岡1411番地
同	辻 元 重 雄	同 郡同	町岡965番地の 7
同	小 村 徹	同 郡同	町岡2294番地
同	中 山 善 弘	同 郡同	町岡2274番地の 5
同	大 村 善 登	同 郡同	町岡2255番地の 3
同	平 山 一 雄	同 郡同	町岡2283番地の 1
監 事	竹 内 浩 男	同 郡同	町岡221番地
同	松 本 政 幸	同 郡同	町岡306番地
同	岸 本 直 文	同 郡同	町岡1385番地の 6

4 東徳久地区土地改良区

就任役員

役員区分	氏 名	住 所
理 事	中 尾 和 夫	佐用郡佐用町東徳久649番地
同	鎌 田 英	同 郡同 町東徳久1045番地 1
同	春 井 成 幸	同 郡同 町東徳久1858番地

兵庫県告示第566号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区 の 名 称	認 可 年 月 日
神戸市生野土地改良区	平成20年 5月13日
神戸市上津橋土地改良区	同 上
神戸市松本土地改良区	同 上
赤石土地改良区	同 上
梶土地改良区	同 上
柏原土地改良区	同 上

兵庫県告示第567号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 の 名 称	事 業 名	地 区 名	同 意 年 月 日
丹波市	農山漁村活性化プロジェクト 支援交付金(基盤整備)	山崎地区	平成20年 5月12日

兵庫県告示第568号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号の規定により、次の加入区については、平成18年兵庫県告示第982号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成20年4月22日限りで消滅した。

平成20年5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

丸山加入区

兵庫県告示第569号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第2号の規定により、次の加入区については、平成16年兵庫県告示第938号（漁船保険の付保義務の発生）で告示した加入区の指定による保険に付すべき義務は、平成20年4月22日限りで消滅した。

平成20年5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

阿那賀加入区

兵庫県告示第570号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成20年5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
神戸市兵庫区烏原町字西谷10の7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

兵庫県告示第571号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
田岡化学工業株式会社播磨工場
加古郡播磨町宮西2丁目10番6号
工場長 吉 田 紀
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
田岡化学工業株式会社播磨工場
加古郡播磨町宮西2丁目10番6号

(3) 特定施設に関する事項

種類	33号イ 縮合反応施設 (No. 1、No. 2)	33号イ 縮合反応施設 (No. 3、No. 4)	33号リ 磨カス洗浄施設			
能力	4 m ³ / 基	3 m ³ / 基	100m ³ / 分			
工事着手予定年月日	許可後	同左	同左			
工事完成予定年月日	着手後3箇月	同左	同左			
使用開始予定年月日	完成後	同左	同左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同左	同左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同左	同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大	通常	最大	
	酸素イオン濃度 (酸素指数)	5~7	5~7	5~7	9~11	
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	14,500	14,500	14,500	700	
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	7,500	7,500	7,500	200	
	浮遊物質 (単位 mg/L)	20	20	50	20	
	使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	4 / 基	3 / 基	4 / 基	3 / 基	0.5

備考 既存特定施設を廃止するとともに、使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 5月27日から同年 6月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古郡播磨町健康安全グループ

兵庫県告示第572号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社ミツカンフレッシュ三木工場
三木市吉川町畑枝395番 1
工場長 山 野 喜久雄
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社ミツカンフレッシュ三木工場
三木市吉川町畑枝395番 1 ほか

(3) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後		
排 水 口 名		旧No. 1	No. 2	新No. 1	No. 1	No. 2
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通 常	430	雨水専用排水口	430	同 左	雨水専用排水口
	最 大	650		650		
水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	通 常	5.8~8.6		5.8~8.6		
	最 大	5.8~8.6		5.8~8.6		
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通 常	5以下		5以下		
	最 大	5		5		
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通 常	10以下		10以下		
	最 大	15		15		
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	10以下		10以下		
	最 大	10		10		
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	10以下		10以下		
	最 大	10		10		
りん含有量 (単位 mg/L)	通 常	1以下	1以下			
	最 大	1	1			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	1未満	1未満			
	最 大	1.5未満	1.5未満			

備考 排水口新No. 1とNo. 1を同時に使用することはない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 5月27日から同年 6月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び三木市産業環境部生活環境課

兵庫県告示第573号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社大阪ミツカン
大阪府枚方市春日北町5丁目1番1号
代表取締役社長 林 克彦
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社大阪ミツカン三木工場
三木市吉川町畑枝395番1

(3) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後		
排 水 口 名		No. 1	No. 2、 No. 3	No. 1	No. 1	No. 2、 No. 3
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通 常	423	雨 水 専 用 排 水 口	423	同 左	雨 水 専 用 排 水 口
	最 大	760		760		
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	5.8~8.6		5.8~8.6		
	最 大	5.8~8.6		5.8~8.6		
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	5 以下		5 以下		
	最 大	5		5		
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	10 以下		10 以下		
	最 大	15		15		
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	10 以下		10 以下		
	最 大	10		10		
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	10 以下	10 以下			
	最 大	10	10			
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	1 以下	1 以下			
	最 大	1	1			
ノルマルヘキサシ抽出物質含有量 (単位 mg/L)	通 常	1 未満	1 未満			
	最 大	1.5 未満	1.5 未満			

備考 排水口No. 1とNo. 1 を同時に使用することはない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年 5月27日から同年 6月17日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び三木市産業環境部生活環境課

兵庫県告示第574号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 5月27日から 2週間、西播磨県民局県土整備部上郡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道 路 の 種 類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 吉 永 下 徳 久 線	佐用郡佐用町米田字山川 2 番 2 から 同 郡佐用町米田字山川 4 番 5 まで	旧	6.0から 10.0まで	118.0	一 部 予 定 地
		新	10.0から 11.0まで	118.0	

兵庫県告示第575号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、西脇市高田井土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成20年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

	氏 名	住 所
理 事 長	遠 藤 操	西脇市高田井町631番地
副理事長	遠 藤 茂 男	同 市高田井町734番地
同	藤 原 敏 泰	同 市高田井町583番地
理 事	遠 藤 順 二	同 市高田井町659番地の1
同	遠 藤 忠 司	同 市高田井町540番地の2
同	小 林 繁 雄	同 市高田井町306番地
同	高 瀬 安 哲	同 市高田井町594番地
同	藤 原 宏 二	同 市高田井町499番地
同	藤 原 隆 敏	同 市高田井町579番地
同	吉 井 正 幸	同 市高田井町351番地の3

兵庫県告示第576号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成20年 5月27日から但馬県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成20年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19但豊位置 0008号	20.5.14	豊岡市正法寺字幣添通659番1の一部	5.00	21.00
第H19但豊位置 0013号	20.5.14	豊岡市竹野町竹野字才ノ神1602番1の一部	4.15	35.00

兵庫県告示第577号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成20年 5月27日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年 5月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H19淡路位置 0012号	20.5.14	洲本市上内膳字是でん454番1、456番1	6.00	56.40

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成20年 5月27日

ア 変更前

氏名又は名称	法人の代表者の氏名	住所
マックスバリュ西日本株式会社	原 田 昭 彦	姫路市北条口四丁目 4 番地
株式会社いない	稲 井 範 行	鳥取県倉吉市河原町1770番地
株式会社ブックバーン	柿 内 宏 一	千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	加古川市野口町野口160番地の 6

イ 変更後

マックスバリュ西日本株式会社	藤 本 昭	姫路市北条口四丁目 4 番地
株式会社いない	稲 井 範 行	鳥取県倉吉市河原町1770番地
株式会社未来屋書店	柿 内 宏 一	千葉市美浜区中瀬一丁目 6 番地
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	加古川市野口町野口160番地の 6

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社
 代表者の氏名 原 田 昭 彦
 住所 姫路市北条口四丁目 4 番地
 他 3 者

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社
 代表者の氏名 藤 本 昭
 住所 姫路市北条口四丁目 4 番地
 他 3 者

(3) 駐車場の収容台数

ア 変更前

382台（従業員用を含む。）

イ 変更後

413台（従業員用を含む。）

(4) 荷さばき施設の位置

(5) 廃棄物等の保管施設の位置

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	24時間営業	
株式会社いない、ゴダイ株式会社	午前 9 時	午後 9 時
株式会社未来屋書店	午前10時	翌午前 0 時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ西日本株式会社	変更なし	
株式会社いない、ゴダイ株式会社	変更なし	
株式会社未来屋書店	変更なし	
未定	午前 9 時	午後 9 時45分

(7) 駐車場の自動車の出入口の位置及び数

ア 変更前

6 箇所

イ 変更後
7箇所

4 変更年月日
3の(1)：平成18年 5月17日ほか
3の(2)：平成18年 5月17日ほか
3の(3)、(4)、(5)及び(6)：平成21年 1月 3日
3の(7)：平成20年 5月20日

5 届出年月日
平成20年 5月 2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局県土整備部まちづくり課
(2) 縦覧期間
平成20年 5月27日から 4月間

7 意見書の提出期限及び提出先
(1) 提出期限
平成20年 9月29日
(2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5丁目10番 1号

県 議 会 公 告

兵庫県議会情報公開条例の運用状況
兵庫県議会情報公開条例（平成12年兵庫県条例第45号）第34条の規定により、平成19年度における運用状況を次のとおり公表する。

平成20年 5月27日

兵庫県議会議長 山 口 信 行

1 公文書公開及び異議申し立ての状況

(単位：件)

区 分	公 文 書 の 公 開					異 議 申 立 て 件 数
	請求件数	処 理 状 況				
		公 開	部分公開	非公開	その他	
件 数	315	315	0	0	-	0

2 情報提供の状況

提供件数 289件

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第145号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「法」という。）附則第5条に規定する審査（以下「審査」という。）について、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定等規則」という。）附則第9条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年 5月27日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

1 審査に係る警備業務の種別及び級

(1) 空港保安警備業務 1級及び2級

- (2) 施設警備業務1級及び2級
 - (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
 - (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
 - (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級
- 2 実施日時
- (1) 1級
平成20年7月3日(木)午前9時から午後0時まで
 - (2) 2級
平成20年7月3日(木)午後2時から午後5時まで
- 3 実施場所
神戸市中央区下山手通5丁目6番21号
兵庫県警察本部別館8階 801会議室
- 4 審査対象者
- (1) 1級
検定等規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(以下「旧規則」という。)第1条第1項の表に規定する空港保安警備(以下「空港保安警備」という。)核燃料物質等運搬警備(以下「核燃料物質等運搬警備」という。)常駐警備(以下「常駐警備」という。)交通誘導警備(以下「交通誘導警備」という。)及び貴重品運搬警備(以下「貴重品運搬警備」という。)に係る同項に規定する検定(以下「旧検定」という。)であって、同条第2項に規定する1級に係るもの(以下「旧1級検定」という。)に合格した者
 - (2) 2級
空港保安警備、核燃料物質等運搬警備、常駐警備、交通誘導警備及び貴重品運搬警備に係る旧1級検定又は旧規則第1条第2項に規定する2級に係るものに合格した者
- 5 審査内容
審査は、審査申請者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによって行うが、次に掲げる者については、学科試験及び実技試験の全部が免除され、書面審査のみを行うこととなるので留意すること。
- (1) 旧検定に合格した警備員であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であるもの
 - (2) 旧検定に合格した者であって、平成17年11月21日現在、現に当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習(旧規則第12条第1項に規定する指定講習をいう。)の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であるもの(前記(1)に掲げる者を除く。)
- 6 審査の申請手続
- (1) 受付期間
平成20年6月2日(月)から同月13日(金)までの間(日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで)
 - (2) 審査定員
1級、2級ともにそれぞれ30人
 - (3) 申請窓口
申請窓口は、次に掲げるいずれかの警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)とする。
ア 兵庫県内に住所地を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
イ 兵庫県内に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員にあつては、営業所を管轄する警察署
ウ 兵庫県外に住所地を有する者又は兵庫県外に所在する営業所に属する旧検定に合格した警備員であつて、兵庫県公安委員会が発行した旧検定に係る合格証の交付を受けたものにあつては、当該合格証を交付した警察署
 - (4) 提出書類
ア 審査申請書1通
イ 写真(申請前6月以内に撮影した、無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)1枚

ウ 旧規則第 8 条に規定する合格証の写し

エ 代理人が申請を行う場合は、委任状

オ その他

(7) 前記(3)のアに規定する住所地を管轄する警察署に申請しようとする者については、住所を疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。）

(4) 前記(3)のイに規定する営業所を管轄する警察署に申請しようとする者については、営業所所属証明書

(9) 審査申請者の住所地を管轄する警察署とその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、前記(7)又は(4)に掲げるいずれかの書面

(5) 申請方法

ア 前記(4)の提出書類を前記(3)の申請窓口を持参して申請するものとし、郵送による申請は受け付けない。

イ 申込みは、原則として、審査を受けようとする本人が行うものとする。

ウ 申込人員が定員に達した時点で申込みを締め切る。

(6) 手数料

1 級、2 級ともに、4,700円相当額の兵庫県収入証紙を申請時に納付するものとする。

なお、手数料については、審査申請書の受付後は返還しない。

7 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341 - 7441 内線 3046

警 察 本 部 公 告

随意契約の相手方等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成20年 5月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太 田 裕 之

- 1 随意契約に係る物品の名称及び数量
法定講習資料 「交通の教則」ほかの単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
財団法人全日本交通安全協会 東京都千代田区九段南 4 丁目 8 番13号
- 5 随意契約に係る契約金額
年間予定額125,848,634円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第 1 項(b)による

随意契約の相手方等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成20年 5月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太 田 裕 之

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
法定講習資料 「安全運転のしおり」の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
財団法人兵庫県交通安全協会 神戸市中央区下山手通 5 丁目 5 番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
年間予定額59,160,879円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第 1 項(b)による

随意契約の相手方等の公示

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成20年 5月27日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太 田 裕 之

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
運転免許証作成用消耗品の単価契約
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部総務部会計課 神戸市中央区下山手通 5 丁目 4 番 1 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社ジャパン・アイディー 東京都港区芝一丁目 7 番17号
- 5 随意契約に係る契約金額
年間予定額607,073,418円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第 1 項(b)による